

平成20年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調査

		事業所管部局	国土交通省都市・地域整備局 公園緑地・景觀課																				
計画事業名	都市計画公園事業 菅生緑地		事業担当局	環境局																			
事業採択年度	昭和58年度		認可・承認等年度	昭和51年度 都市計画決定																			
経過年数	26年		該当条項	再評価実施後5年経過																			
完了予定年度	平成24年度		関連事業名																				
事業の目的	<p>事業の目的</p> <p>自然的環境の保全、都市景觀の向上、災害避難場所、緩衝緑地帯の機能を有する緑地として整備する。</p> <p>併せて平成12年からは宮前区の市民健康の森として地域のシンボル、レクリエーションの場として多くの市民に親しまれており、これに即した機能を持たせる。</p>		<p>事業採択時の背景及び契機</p> <p>昭和45年に都市計画決定した「流通業務地区及び団地」建設について反対運動が起こり、その条件として環境の緩和として、昭和51年に一部都市計画の用途変更をし、緩衝機能を有する緑地として都市計画決定した。</p>																				
	<p>事業内容</p> <p>既存樹林地の保全を図るとともに、広場、散策園路、休憩施設等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定面積 13.4ha</li> <li>・事業認可区域面積 7.3ha</li> <li>・用地確保済面積 9.7ha 72%</li> <li>（事業認可区域内 6.0ha 82%）</li> <li>・既供用区域面積 6.5ha 49%</li> <li>（事業認可区域内 4.3ha 59%）</li> </ul>		<p>事業採択（着工、未着工）から基準年を経過している主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認可区域の拡大と地権者の事情による用地取得の遅延。</li> </ul> <p>前回評価時5.7ha 7.3ha(1.6ha増)</p>																				
	<p>事業費規模（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>既事業費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)事業費</td> <td>10,135</td> <td>8,731</td> <td>（残事業費 1,404）</td> </tr> <tr> <td>(2)一般財源</td> <td>7,854</td> <td>6,922</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)特定財源</td> <td>2,281</td> <td>1,809</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>（国庫補助金）</td> </tr> </tbody> </table>			事業費	既事業費		(1)事業費	10,135	8,731	（残事業費 1,404）	(2)一般財源	7,854	6,922		(3)特定財源	2,281	1,809					（国庫補助金）	<p>現状の課題</p> <p>当初の流通業務地区計画による計画ラインで、昭和51年に都市計画決定したが、その後流通業務地区計画が変更したことから、計画ラインが不整形で、現状の土地利用形態に合う区域に見直すことが課題となっている。地権者への意向調査等を行ったがまとまりきれない状況となっている。</p>
	事業費	既事業費																					
(1)事業費	10,135	8,731	（残事業費 1,404）																				
(2)一般財源	7,854	6,922																					
(3)特定財源	2,281	1,809																					
			（国庫補助金）																				

再評価の視点	<p>事業の必要性</p> <p>菅生緑地については、地域コミュニティの形成などを目的とした市民健康の森となっており、レクリエーションや休息などの利用や、市民による里山等の管理や、周辺(横浜市も含む)小学校での環境学習などに活用されている。</p> <p>また、今後の整備としては、西地区の駐車スペースとなる広場や入口整備によるアクセスの向上、休憩施設、せせらぎなどの整備による公園の機能の拡充をすることにより、沿道からの入口が明確化し、施設の拡充による利用の拡大が図れることから事業として必要と考える。</p>	
	<p>代替案の可能性</p> <p>整備は、里山保全を主体に最小限にとどめ、市民とともに整備の内容を毎回話し合いを持って進めている。また、同じく市民の活動する多摩川水系の平瀬川の水源の一つが近接地にあり水源涵養の観点からも代替は困難である。</p>	
	<p>費用対効果B/Cの説明（事業の効果等）</p> <p>改訂第2版大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（H19.6）に沿って算出をすると、1.0.95となり投入費用に対し効果があると評価できる数値となっている。</p>	

対応方針	<p>対応方針案</p> <p><b>継続</b>・継続（見直しの上）・中止・休止</p>	
	<p>対応方針案の考え方</p> <p>環境改善の緩衝機能を保全していくことと、用地を確保し、市民と協働して雑木の再生等を行うことにより水源涵養などが図られる。また、市民主体で里山等の管理や、周辺(横浜市も含む)小学校での環境学習などに活用されていることなどから、世代を超えたコミュニティの形成にも寄与しており、事業として継続すべきであると判断する。</p>	